

管理No.:CSD	文書No.:403	認証組織遵守規則	版数:02	頁: 1 / 5
制定日:2013.09.30			改訂日:2015.11.25	

非 管 理 版

認証組織遵守規則

特定非営利活動法人
キッズデザイン協議会
認証部

管理No.:CSD	文書No.:403	認証組織遵守規則	版数:02	頁: 2 / 5
制定日:2013.09.30			改訂日:2015.11.25	

認証組織は、「CSD (Child Safety through Design) 認証基本契約書 (CSD208-17)」および以下の 13 項目を遵守する義務を負っており、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会認証部（以下「KDA 認証部」という）は、その遵守状況についてサーベイランス等の審査および日常監視にて確認します。

認証組織が以下の 13 項目を遵守されていない場合には、原則として「改善要求回答書 (CSD209-04)」を発行し、是正処置を行うことによって状況の改善を要求いたします。なお、改善が行われない場合には、認証の一時停止／取消し等の処置をとる場合があります。さらに違反状況の公表をする場合があります。

- (1) 認証組織は、認証の有効期間（3 年間）中、認証の維持に努めなければならない。また、以下の時期にサーベイランス審査および更新審査を実施することに同意しなければならない。

【サーベイランス審査】

原則として 1 年に 1 回、初回認証日を起点として 1 年後および 2 年後の前後各 3 ヶ月を有効とする期間に実施します。

【更新審査】

原則として有効期間が満了する前、認証有効期限の 4 ヶ月前を起点とし前後 2 ヶ月とする期間に実施します。

- (2) 認証組織は、KDA 認証部が設定した認証維持および更新に係わる料金を支払わなければならない。
- (3) 認証組織は、KDA 認証部から指摘された不適合事項に対し是正処置を 3 ヶ月以内に完了しなければならない。
- (4) 認証組織は、認証に関わる外部からの苦情を含むあらゆるコミュニケーションを受けた場合、適切な処置を講じ、その結果およびその効果を記録し、記録を管理しなければならない。また、KDA 認証部が情報の開示を要求した場合には、その情報を提出しなければならない。また、認証組織は、審査認証の信頼性に疑義を生じさせる様な重大な事件・事故に関しては、組織自ら KDA 認証部に自主的に報告しなければならない。

なお、苦情もしくはその他の情報分析の結果から、KDA 認証部の要求事項に適合していない可能性が明らかになった場合、KDA 認証部は特別審査の実施を認証組織に要求する。

- (5) 認証組織は、下記①～⑥に示す事項について変更が発生した場合には、「CSD 申請内容／

管理No.:CSD	文書No.:403	認証組織遵守規則	版数:02	頁: 3 / 5
制定日:2013.09.30			改訂日:2015.11.25	

認証内容変更通知書（CSD208-09）」を使用し、KDA 認証部に速やかに報告しなければならない。

- ① CSD 認証の対象となるデザインプロセスの追加、削減等の変更。
 - ② 組織変更が、デザインプロセスを実施する部門・部署にまで変更が及んだ場合。
 - ③ 社名や所在地の変更
 - ④ 住所、電話・ファックス番号の変更
 - ⑤ 責任者・連絡担当者の変更
 - ⑥ CSD 認証の対象となる製品・環境・サービスを拡大した場合
- (6) 認証組織は、自らが表明するか否かを問わず、認証に関する当該組織および製品・環境・サービスの情報（公表内容、広報、外部文書等への引用等）に不適切な表示を発見した場合は、速やかに KDA 認証部へ連絡しなければならない。
- (7) 認証組織は、認証を一時停止もしくは取消された場合には、認証ロゴマークおよび認証を表明したカタログ・パンフレットおよび製品・環境・サービス等への使用を一切中止し、KDA 認証部に認証登録証および認証ロゴマークデータを返却しなければならない。なお、認証一時停止の場合には、認証一時停止解除後、KDA 認証部は、認証登録証および認証ロゴマークデータを認証組織に返却することとする。
- (8) 認証組織は、認証範囲が「CSD 認証（維持）通知書（CSD208-07）」、認証登録証において明記された範囲に対してのみ許可されたものであることを正しく認識しなければならない。また、KDA 認証部および審査認証制度の社会的信用を損なうような認証の表明をしてはならない。
- (9) 認証組織は、名刺、ホームページ、会社案内、カタログ、製品・環境・サービス等で認証制度を不正確に引用することや、社会の誤解を招くような方法で認証ロゴマーク、「CSD 認証（維持）通知書（CSD208-07）」、認証登録証および「CSD 認証審査報告書（CSD209-13）」の全てまたは一部を使用してはならない。また、自らが使用したか否かにかかわらず（他者による使用も含め）、それらの管理を行わなくてはならない。
- なお、会社案内、名刺、製品・環境・サービスなどで認証取得を外部に公表する際、ご不明な点は、KDA 認証部までお問い合わせ、ご確認ください。
- (10) 認証組織は、認証ロゴマークを使用する際には、「認証ロゴマーク使用規則（CSD404）」を遵守しなければならない。
- なお、以下の項目については特に配慮を払わなければならない。

管理No.:CSD	文書No.:403	認証組織遵守規則	版数:02	頁: 4 / 5
制定日:2013.09.30			改訂日:2015.11.25	

- ①製品・環境・サービスそのものが、CSD 認証を取得したかのような認証ロゴマークの使用。
 - ②認証ロゴマークのデータは、「認証ロゴマーク使用規則 (CSD404)」に従い、正確に使用しなければならない。
 - ③認証の有効期限後は使用してはならない。
 - ④他のマークとともに使用する場合には、意味の混乱が生じないようにしなければならない。
- (11) 認証登録証を複写機で複写する場合は、「オリジナル」と識別するために「複写」、「COPY」等の表示を付加し、誤解を招かないようにしなければならない。
- (12) 認証組織は、KDA 認証部の要求事項の変更が生じた場合、KDA 認証部のルールに従って必要な手順を変更しなければならない。
- (13) 認証組織は、当規則を含む、配付された KDA 認証部の管理文書の最新版を維持し、使用すること。
- なお、最新版については、KDA ホームページ (<http://www.kidsdesign.jp/>) にてご確認いただくか、KDA 認証部までお問い合わせください。

以 上

